

## 令和2年度 高性能林業機械等貸付支援事業に係る申請のポイント

### 1. 支援事業の開始日

- ①第1回審査に係る申請受付締切日は6月20日(毎月20日締切日。最終回締切日は翌年1月20日)
- ②第1回審査後決定通知 7月1日から開始(以降毎月1日開始)
- ③最終貸付期限は翌年の令和3年2月28日まで

### 2. 支援対象者について

- ①知事の認定を受けた認定事業者(昨年と同様)
- ②経営管理権の設定を受けることを希望する民間事業者の基準に適合するとして知事が登録し公表した民間事業者(今年度適用)
- ③上記①及び②に該当する事業者で知事に就業環境改善計画の認定を受けている事業者  
(今年度適用)

※以上各号のいずれかに該当する事業者となりますが、今年度から、①～③の条件に該当しない森林組合は適用外となりますので御留意頂き、各号に該当する別途申請を宜しく願います。尚、協業される事業者様は①～③の条件を問いませんので御承知下さい。

### 3. 各号における支援対象者の補助率について

1. の支援対象者①～③について、貸付支援に係る補助率が2通りとなります

- ①知事の認定を受けた認定事業者・・・1/3補助
- ②経営管理権の基準に適合するとして知事が登録し公表した民間事業者・・・1/3補助
- ③上記①及び②に該当する事業者で知事に就業環境改善計画の認定を受けている事業者  
・・・1/2補助

### 4. レンタル料の上限について

今年度より、1事業者当たりの年間レンタル料は事業予算額の範囲に限り、上限の200万円は定めません。

### 5. 就業環境改善計画の認定について

認定については下記へお問い合わせ下さい。

(※就業改善計画の認定を受けられた場合は貸付支援の申請時に認定書の写しを添付して下さい)

お問合せ先)京都府農林水産部林業振興課林業振興・府有林担当 宛

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

電話(075)414-5002(直通)